

令和6年第3回川本町議会定例会会議録

(第1日目) 令和6年 9月 6日 午前9時30分開議

議 長

おはようございます。
ただいまから、令和6年第3回川本町議会定例会を開会します。
ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、
会議は成立しました。

々

それでは、ただちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お配りしているとおりです。

々

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、5番高良議員、6
番木村議員を指名します。

々

日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日、9月6日から9月12日までの
7日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。

々

よって、会期は本日6日から12日までの7日間にすることと決定しまし
た。なお、会期中の会議は、お手元の「会期日程及び審議予定表」のとおり
予定しております。

々

日程第3、「諸般の報告」を行います。
議長としての報告事項は、お手元の「議長報告、議員派遣の件」のとおり
ですので、ご覧ください。
以上で、「諸般の報告」を終わります。

々

日程第4、「町長行政報告」を行います。
番外野坂町長。

番外
野坂町長

おはようございます。令和6年第3回川本町議会定例会を招集いたしま
したところ、議員の皆様には、万障お繰り合わせの上、ご出席を賜り誠に
ありがとうございます。

々

開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、諸般の事項についてご報
告申し上げます。

番外
野坂町長

はじめに、市街地でのクマ出没への対応について申し上げます。

9月4日早朝、川本合同庁舎の浄化槽付近の山林で小グマを目撃したとの連絡があり、本日までにあった数回の目撃情報から親子の熊であることが確認されています。現在、県・警察署・町とで、対策会議を設置し、町民への注意喚起を行うとともに、出没地に隣接する島根中央高校の登下校時のパトロールを実施しております。本日、クマが寄りつかないように出没地周辺の草刈りや電気柵を設置することとしておりますが、引き続き状況を注視し、被害が発生しないよう関係機関と連携を密にし、必要な対策に取り組んでまいります。

々

次に、「立地適正化計画の策定」について申し上げます。

6月26日に開催した、今年度第1回目の検討委員会では、年度内の策定に向け、各種区域設定案や防災指針案をお示しし、幅広くご意見を頂戴したところです。

また、今定例会におきましても全員協議会にて計画概要をお示しする予定としております。

議員の皆様から様々なご意見を頂戴したうえで、計画の骨子を固めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

々

次に、「治水対策の推進」について申し上げます。

7月及び8月に、江の川下流域治水期成同盟会の構成員として、県選出国會議員、国土交通省、財務省、中国地方整備局、県會議員、県に対し、早期実現について要望いたしました。

事業着手地区の進捗状況ですが、「瀬尻・久料谷」地区におきましては、国事業として、築堤護岸工事が行われており、町では、生活雑排水管の測量設計及び物件補償の調査業務を行っております。

「谷」地区につきましては、国事業として橋梁・道路・取水設備の設計及び地質調査業務、矢谷川左岸下流部の用地取得・物件補償が行われております。県事業として、左岸上流部の先行整備エリアにおける迂回路上部工事、用地取得、物件補償が行われており、その後、造成工事が行われる予定となっております。

町では、用地取得・物件補償、町有物件の解体工事を行っております。

また、9月4日に、国及び県における今後の測量設計・用地取得・物件補償・工事等のスケジュール、先行整備エリアへの土地購入の意向調査等について、地元説明会を開催しております。

また、これらを進めるための、必要な補正予算案を今議会に提案しております。

今後も、一刻も早く完成するよう、地元協議会や関係者の皆様、国及び県と緊密に連携し、取り組んでまいります。

また、国が管理する川本排水機場において、長寿命化を図るポンプ1台の

番外
野坂町長

改修工事が発注されております。

々

次に、「医療・介護・福祉サービスの強化」について申し上げます。

社会医療法人仁寿会・加藤病院による「地域総合ヘルスケアステーションかわもと施設群」の整備につきましては、8月19日に入札が行われ、工事請負業者が決定したことに伴い、9月9日に予定されている、住民説明会を経て、着工されると伺っております。

町といたしましては、このたびの整備が早期に完成するよう、引き続き支援するとともに、本町ならではの地域包括ケアシステムを構築してまいります。

々

次に、「女子野球で繋がるプロジェクト」について申し上げます。

来春の創設に向け準備を進めている女子硬式野球クラブの名称を公募したところ、約1ヶ月の間に全国から422名の応募がありました。審査の結果、「島根フィルティーズ」に決定し、先の「ええなあまつりかわもと」のステージで発表いたしました。

並行して行っている選手募集では、森山監督を中心に指導者や関係者等のネットワークを通じて、全国の高校や大学への訪問、各大会への視察やPRブースの設置などにより、チームの認知度の向上と選手へのPRを進めております。

今後、チームロゴやユニフォームの検討などを進め、チームイメージを具体化することで、選手やスポンサー企業の早期確保につなげてまいります。

この実現に向けて、県の「石見・隠岐地域政策推進費」を活用した、プロモーションや用具の整備等に必要な経費を盛り込んだ、補正予算案を今議会に提案しております。

また、この秋を目途に、現在進めている全日本女子野球連盟からの「女子野球タウン」の認定を呼び込んでまいります。

々

次に、「普通交付税の算定結果」について申し上げます。

普通交付税につきましては、20億7,260万円で、対前年度プラス3.6%、7,253万3千円の増額となりました。

また、発行可能額が、442万7千円で、対前年度マイナス51.4%、467万3千円の減額となった、臨時財政対策債を合わせると、20億7,702万7千円で、対前年度プラス3.4%、6,786万円の増額となりました。

主な要因は、国が掲げる「こども未来戦略」に基づく財政需要や、地方公共団体が独自に実施する、こども・子育て政策に係る財政需要をよりの確に反映するため、新たに算定項目「子ども子育て費」が創設されたこと等によるものです。

公債費等参入分を除く、いわゆる真水分については、対前年度プラス4.

番外

野坂町長

3%、6, 534万8千円の増額となりました。

なお、当初予算と比較すると、普通交付税は1億3, 524万5千円の増額、臨時財政対策債発行可能額は、133万3千円の増額となり、普通交付税の増額分につきましては、財政調整基金の取り崩し額への充当を予定しています。

々

次に、「令和5年度の決算」についてご報告申し上げます。

はじめに、普通会計の歳出決算額は、46億2, 523万3千円で、対前年度マイナス0.6%となりました。

主な要因は、治水対策事業の本格化により、土木費が大幅に増加した一方で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減による交付金事業の減や、災害復旧費の減等により、全体の決算額が前年度を下回ったためです。

実質収支額は、9, 970万1千円の黒字で、令和4年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は、1, 864万6千円の増、財政調整基金積立金を加えた実質単年度収支も、2, 089万円の増となりました。

基金につきましては、財政調整基金に224万4千円、減債基金に1, 311万5千円、公共施設等総合管理基金に4, 108万円等を積み立てましたが、取崩額が積立額を上回ったため、令和5年度末の基金残高は24億7, 394万1千円となり、前年度末より2, 133万4千円の減額となりました。

地方債につきましては、5億1, 930万円の借入を行い、令和5年度末の地方債現在高は、前年度より2, 394万9千円減の53億6, 151万1千円となりました。

地方税、地方交付税などの経常的な収支が、どの程度経常的な経費に充てられているかを示した「経常収支比率」は、前年度より7.4ポイント増の92.2%となりました。

々

次に、「財政健全化を判断する4つの指標」について申し上げます。

はじめに、「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」は、いずれも黒字決算であるため数値は生じておりません。

公債費による財政負担の度合いを示す「実質公債費比率」は、前年度より0.4ポイント減の8.1%となり、将来負担すべき負債の標準財政規模に対する割合を示す「将来負担比率」は、前年度に続き0%となりました。いずれも早期健全化基準を大きく下回っていますが、引き続きこれらの指標を意識した財政運営を行っていく必要があります。

々

それでは、町行政の主な動きにつきまして、順次ご報告申し上げます。

々

まず、「住み慣れた地域の暮らしが持続するまち」に関する動きについて

番外
野坂町長

であります。

々

はじめに、「地域公共交通の充実」について申し上げます。

現在、全国的に、そして県内でも、バス事業者の運転手不足が課題となっているなか、主に近隣市町間を接続するバス等について、通学で利用する生徒をはじめ、公共交通を必要とされる方々に不利益が生じないよう、努めてまいります。

々

次に、「移住・交流の推進」について申し上げます。

県主催の対面式の移住相談イベントが、6月15日に東京で、7月13日には大阪で開催され、計27件の相談を受けたところです。

また、明日、9月7日に東京で開催される、広島広域都市圏による移住相談イベントに、広島・山口・島根県の加盟市町とともに参加いたします。

また、一昨年度から県の補助を受け実施している「県内高校（卒業）生とのつながり創出モデル事業」においては、卒業生の帰省時期に合わせた8月13日に、島根中央高校を会場に交流会を開催したところ、6名の卒業生の参加があり、高校生とのつながりを深めました。

また、前述した大阪の移住イベントでは、近畿圏在住の卒業生がボランティアとして、隣接ブースでの「えごまジェラート」の販売に携わっていただきました。

このように、県外でのPRイベントと出身学生等とのつながりの機会を組み合わせながら、引き続き新しい人の流れを呼び込む動きにつなげてまいります。

々

次に、「居住環境の充実」について申し上げます。

まず、今年度建設予定の因原地区定住促進住宅4棟につきましては、建築工事を発注し、併せて、9月27日を締め切りに入居者を募集しております。

来年4月には、新たな入居者を迎えることができるよう、引き続き取り組んでまいります。

また、民間による住宅整備につきましても、今年度、町の補助制度を活用した集合住宅1件、空き家改修住宅1件の整備が進んでおり、引き続き官民連携による住まい確保に取り組んでまいります。

々

次に、「高齢者福祉」について申し上げます。

8月末の高齢化率は44.6%で、前年同期と同じ比率となっています。

90歳以上の方は171名で、総人口に占める割合は、5.7%となっており、そのうち100歳以上の方は女性6名で、最高齢者は106歳です。

ご長寿をお祝いし、今年度、節目年齢に到達される90歳の33名、95歳の14名、100歳以上の12名の方々へ記念品を贈呈します。

番外
野坂町長

次に、「物価高騰対応重点支援給付金」について申し上げます。

基準備となる6月3日時点で、今年度新たに支給の対象となる住民税非課税世帯は44世帯、住民税均等割のみの課税世帯は32世帯、対象世帯のうち子育て世帯への子ども加算は9名が対象となり、7月31日から支給を開始しております。

々

次に、「物価高騰対応定額減税調整給付金」について申し上げます。

基準備となる6月3日時点で、対象者は1,007名となり、8月19日から支給を開始しております。

給付に必要な経費を追加して盛り込んだ、補正予算案を今議会に提案しております。

々

つづいて、「暮らしを支える生業、地域資源を活かした産業が根付くまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、「農作物の作柄」について申し上げます。

令和6年産米の作柄につきましては、水不足や病害虫の被害等が少なく、全体的に生育は順調で、作況指数は平年並みと見込まれています。

エゴマにつきましても、生育不良等は見受けられず、作柄は平年並みと見込まれます。

々

次に、「担い手対策」について申し上げます。

担い手が安心して営農できる環境づくりに向け、中山間地域直接支払事業に取り組む集落との意見交換を行ってまいりました。

今後は、県西部農林水産振興センター県央事務所、JA等の関係機関と情報を共有し、施策を検討してまいります。

三原地区では、若手オペレーターを主体した、広域連携法人によるドローンを利用した共同防除が、35ヘクタールにわたって行われております。

今年度は、この法人が管理する農地以外の防除にも取り組んでおり、面積の拡大を進めています。

々

次に、「特産品の振興」について申し上げます。

戦略的ブランドであるエゴマの本年の作付けは、8月末現在で34件、11.6ヘクタールの申請があり、収穫量の見込みは、前年並みの3.5トンとなっています。

生産面では、今年度より収穫期の異なる2品種を栽培することにより、作業の効率化、収量の増加が期待され、また、販売面では、従来の道の駅での販売に加えて、ふるさと納税の返礼品や東京の日比谷しまね館等での販売など、県外への販路拡大の取組が進んでいるところです。

産地育成を進めているピーマンについては、8月末時点で8件、35ア-

番外
野坂町長

ルの申請があり、前年より増加する見込みとなっています。
今後も、作付面積及び収量の維持・拡大へ向けて支援してまいります。

々

次に、「畜産の振興」について申し上げます。
現在、新規就農者が飼育頭数を増やすため、県等の補助金を活用し、牛舎の新築を進めています。
完成後は、飼育目標を50頭として取り組んでいくこととしており、県西部農林水産振興センター県央事務所やJAと連携し、支援してまいります。
また、JAしまね 島根おおち地区本部の「肥育センター」の運営撤退により、郡内の和牛生産体制の維持が課題となっておりましたが、このたび邑南町の企業が事業承継され、新しい体制で運営を開始されました。
今後、状況を注視し、町内の生産体制の安定化に向け、関係機関と連携し支援してまいります。

々

次に、「有害鳥獣対策」について申し上げます。
現在、2つのサルサルの群れに発信機を装着して、遊動域を調査しています。
今月よりICT大型捕獲檻の設置場所の選定を進め、捕獲を開始するとともに、出没状況を地域で共有できる位置情報システムを導入し、その状況を来年3月の住民説明会で報告し検証していく予定です。
また、有効な電気柵の設置方法などの講習会を開催し、被害の防止・軽減を図ってまいります。

々

次に、「森林環境の整備」について申し上げます。
森林の適正な施業、木材産業の人材育成、地域木材の利用促進などを目的として、配分されている森林環境譲与税を有効活用し、今年度から町内の林業事業対に就職された方々に対して、奨励金による支援を行っております。
林業の担い手確保に向けて、今後も、林業事業者と連携して、県立農林大学校などにアプローチしてまいります。

々

次に、「水産の振興」について申し上げます。
このたび、江川漁業協同組合が、町内の中間育成施設で育てられた養殖鮎きつすいあゆを「江の川生粋鮎」と名付け、新ブランドとして発表されました。
江の川が育んだ自然の恵みと確かな技術で、丁寧に育てられたこの鮎は、香りや味だけでなく栄養価も優れており、今後は、町内（正：県内）唯一の鮎種苗センターがある江津市と連携して、販路拡大や地域資源としての活用を図ってまいります。

々

次に、「物価高騰対策」について申し上げます。
国の臨時交付金を活用し、昨年度からの繰越事業として実施しております「物価高騰対応商品券」につきましては、8月31日を以て利用期限を迎え

番外
野坂町長

ました。

引き続き、ご利用いただいた事業者への換金作業を進めており、9月2日時点で利用額が1,653万2千円、利用率は91.0%となっております。

々

次に、「商工業の振興」について申し上げます。

今年度も実施する、電子決済アプリ「Jコインペイ」を活用した「まげなポイント」では、7月27日から10月31日までを決済対象期間とし、町内対象店舗での利用金額に対して20%、上限5,000円分を付与しております。

8月には、本事業に合わせ、弓市商店会による売り出し企画も開催していただきました。

「まげなポイント」は、町内対象店舗での利用に限っておりますが、付与対象者は全国のアプリ利用者であり、町内のみならず、町外利用者による消費拡大を期待して実施しております。

また、町民の方を対象とした新規登録者への付与、健康診断・がん検診等を受けられた方への付与も展開しており、継続して利用できる機会を提供することで、更なる消費・利用の拡大につながるよう取り組んでまいります。

々

次に、「観光の振興」について申し上げます。

7月27日に開催された「ええなあまつりかわもと」は、花火大会への支援を拡充し、より魅力的な川本の夏をお届けできたことで、多くの方々に賑わい盛況となりました。

開催にあたってご尽力いただいた実行委員会の皆様をはじめ、寄附にご協力いただいた各事業所、自治会の皆様に、あらためまして感謝申し上げます。

また、しまね海洋館アクアスによる「アクアスマルシェ」が、7月14日に「川本町の日」として、8月25日には「邑智郡の日」として開催されました。

いずれも、町内事業者の皆様にご出展いただき、多くの来館者の方々に本町のグルメをPRすることができました。

今後も、広域的な連携を深め、本町ならではの観光資源や地域資源を活用して、誘客を推進してまいります。

々

次に、「誘致企業との連携」について申し上げます。

6月8日に、静岡県富士市の株式会社三協日の出工場に5年ぶりに開催された「はたるまつり」に参加いたしました。

多くの家族連れの社員の皆様や、地域の方々に賑わいを見せた会場では、本町からも町内事業者による出店、PRを行いました。

また、「ええなあまつりかわもと」に石川社長様ご夫妻にも来場いただき、迫力ある花火と石見神楽を堪能いただきました。

引き続き、県との情報共有を密にし、企業との連携を深めてまいります。

番外
野坂町長

また、いただいたご寄附を活用した河津桜の植栽をはじめとする公園整備構想の実現に必要な、調査設計業務を発注しております。

々 つづいて、「子ども達の夢を育み、挑戦する人材が育つまち」に関する動きについてであります。

々 はじめに、「学校教育」について申し上げます。

中学校は8月27日から、小学校は9月2日から始まった今学期は、運動会や文化祭などの学校行事も多く、地域の皆様にも学校の様子をお知らせしながら、教育活動を進めてまいります。

中学校の部活動につきましては、昨年度から郡大会に代わって開催されている浜田ブロック大会において、バレー部は3位で県大会への出場権を獲得し、また、陸上部は標準記録を突破した3名が県大会へ出場しました。

野球部は、ブロック大会での2回戦で惜しくも敗れ、県大会への出場は叶いませんでしたが、それぞれがベストを尽くした結果となりました。

吹奏楽部は、8月9日に開催された全日本吹奏楽コンクール島根県大会・小編成の部において、銀賞を獲得しました。

中学生の皆さんの健闘を称えるとともに、今後益々の活躍を期待するところです。

々 次に、「教育環境の魅力（活性）化」について申し上げます。

自ら学ぶ意欲が向上するよう実施している検定助成事業を活用し、今年度第1回目の漢字検定を小学生13名が、算数・数学検定を小学生9名と中学生1名が受検しました。

また、「かわもとサマーチャレンジウィーク」では、7月の3日間で延べ47名の小学生が参加し、様々な体験活動による自己成長と、地域の魅力発見の場となりました。

々 次に、「キャリア教育の推進」について申し上げます。

6月18日、一般社団法人かわもと暮らしの主催により、中学1年生を対象とした「ジョブカフェ2024」が実施されました。

生徒たちは、参加された5つの事業所から、業務内容や仕事のやりがいなどについて説明を受け、質疑応答や対話を通じて理解を深めました。

町内事業所の情報や職業についての理解を深め、ふるさとを愛する心を養うことを目的とした、この事業に対し、今後もキャリア教育の一環として協力してまいります。

々 次に、「都市交流」について申し上げます。

7月30日と31日の2日間、坂町で開催された夏の交流会に、両町合わせて小学生38名が元気に参加し、体験活動を通じた交流が深まりました。

- 番外
野坂町長
- 次に、「はたちの集い」について申し上げます。
毎年8月14日に開催している「はたちの集い」には、対象者55名のうち21名が出席され、代表者が力強くはたちの誓いを述べられました。
また、記念品として、本町で活躍されている紙布織作家の山内ゆうさんの「名刺入れ」をお渡ししました。
20歳を迎えられた皆様の今後のご活躍と、将来、ふるさと川本の支えとなられますことを大いに期待しています。
- 々
- 次に、2030年に開催される第84回国民スポーツ大会に向けた準備について申し上げます。
浜田市、益田市、邑南町とともに成年男子軟式野球の開催地となっている、本町に対する中央競技団体の視察が、7月2日に行われました。
会場整備を進めるうえで重要となる、「競技者の安全面」「円滑な競技運営」「身障者や女性が利用しやすい環境整備」の3つの視点からいただいた、指摘を踏まえ、今後改修を進めてまいります。
- 々
- 次に、「人権同和教育推進」について申し上げます。
8月1日に開催した同和教育推進協議会総会後の研修会では、県西部人権啓発推進センターから、啓発指導講師をお迎えし、近年の人権課題の一つである「性の多様性」についてご講演をいただきました。
誰もが自分らしく生きるため、法律や制度の改正が進んでいる現状を踏まえ、あらゆる人権について学び続けることの大切さを考える、貴重な機会となりました。
- 々
- 次に、「社会体育」について申し上げます。
6月30日、中学校体育館において開催された親睦バレーボール大会は、男子7チーム、女子3チームによる熱戦が繰り広げられ、活気あふれる大会となりました。
また、KSCカップ野球大会や親睦野球大会なども開催され、コロナ後のスポーツ交流が活発化しております。
- 々
- 次に、「文化振興」について申し上げます。
8月21日に、悠邑ふるさと会館大ホールで、石見銀山国際音楽アカデミー実行委員会の主催による「パリの響きを日本に」が開催され、世界の第一線で活躍される音楽家の音色に、会場中が魅了されたひとときとなりました。
文化芸術の秋を迎え、吹奏楽やクラシック、地芝居、神楽など、悠邑ふるさと会館での催しが毎週予定されており、多くの皆様のご来場をお待ちしています。
- 々
- 次に、「島根中央高校の魅力化支援」について申し上げます。

番外
野坂町長

8月10日に、松江市で開催された全日本吹奏楽コンクール県大会で、最優秀賞を受賞して島根県代表となった吹奏楽部が、8月25日に開催された中国大会において、会場内も魅了する演奏で見事金賞を受賞しました。

8月に大分県を主会場として開催された、全国高等学校総合体育大会では、カヌー部は男子カヤックフォア2種目で優勝し、500メートルでは、昨年に引き続き2連覇するなど各種目で優れた成績を収めました。

また、山梨県で開催された日本カヌースプリントジュニア選手権では、女子がカヤックシングルで優勝、男子がカヤックフォア2種目、ペア2種目でそれぞれ優勝するなどして、2年連続の文部科学大臣杯の受賞に輝きました。

また、7月29日に開催された第1回オープンスクールには、80名程の参加があり、多くの中学生に学校生活を体験していただく機会となりました。

引き続き、保護者を含めて、島根中央高校の特色や魅力を知っていただけるよう取り組んでまいります。

々 つづいて、「すべての住民が、安心して暮らせるまち」に関する施策についてであります。

々 はじめに、「道路事業」について申し上げます。
県道事業では、主要地方道川本波多線の川本大橋橋梁修繕工事が、災害防除事業として、主要地方道温泉津川本線の南佐木・川下地区、主要地方道仁摩邑南線の小谷地区の落石対策工事が、また、舗装修繕事業として、多田・谷戸地区が発注されております。

町道事業では、町道橋点検業務を、通学路安全対策事業として、新町日の出線法面工事を、また、災害防除事業として、下因原線法面修繕工事を発注しております。

々 次に、「治山事業」について申し上げます。
治山施設の災害防止事業として、下新町地区の山腹工事、湯谷地区の流路工事が発注されております。

々 次に、「簡易水道」について申し上げます。
因原地区の水道管布設替工事を発注しております。

々 次に、「第67回島根県消防操法大会」について申し上げます。
7月7日、松江市の島根県消防学校を会場に、島根県消防操法大会が開催され、消防団第1分団が小型ポンプの部に出場しました。

この大会は、消防の基本となる、動きの正確さと速さを競うもので、出場された選手は、4月から3カ月にわたり、川本消防署の指導を受けながら訓練を重ねてまいりました。

当日は強い横風に悩まされながらも、取り組んできた練習の成果を十分に

番外
野坂町長

発揮し、18チーム中8位の成績を収めました。

大会にあたってご尽力いただきました、消防団をはじめ関係者の皆様に、あらためまして感謝申し上げます。

々

次に、「デジタル化の推進」について申し上げます。

現在、昨年度策定した「デジタル化推進計画」に基づき取り組んでいるところでは、

昨年の10月から運用を開始した公式LINEは、8月末現在で1,015名の登録があり、引き続き、登録者数の増加を図ってまいります。

今年度、導入した業務改善ツール「^キント^ーン^ン」の活用につきましては、庁内全体での業務改善を実施するためのプロジェクトチームを結成し、8月時点で新たに5つのシステムを内製化し、累計で15業務の効率化を図ったところです。

また、国が示した「自治体情報システムの標準化・共通化」については、令和7年度末までに移行できるよう邑智郡総合事務組合と共同し、引き続き取り組んでまいります。

々

つづいて、「効率的な行財政運営の推進」に関する施策についてであります。

々

はじめに、令和5年度の「町税等の収納状況」について申し上げます。

個人町民税の収納率は、99.8%で、対前年度0.4ポイントの増、滞納繰越分を合わせた収納率は98.6%で、対前年度0.3ポイントの増、今年度への累計繰越額は、154万円となりました。

固定資産税については、98.5%で、対前年度0.1ポイントの減、滞納繰越分を合わせては93.1%で、対前年度0.6ポイントの減、今年度への累計繰越額は1,069万円となりました。

軽自動車税については、98.6%で、対前年度0.1ポイントの増、滞納繰越分を合わせては95.0%で、対前年度と同ポイント、今年度への累計繰越額は68万円となりました。

国民健康保険税については、99.2%で、対前年度0.7ポイントの増、滞納繰越分を合わせては90.4%で、対前年度1.6ポイントの増、今年度への累計繰越額は462万円となりました。

後期高齢者医療保険料については、99.9%で、対前年度と同ポイント、滞納繰越分を合わせては99.7%で、対前年度0.3ポイントの増、今年度への累計繰越額は14万円となりました。

々

次に、「ふるさと納税」について申し上げます。

8月末現在の寄附受入額は、前年同期と比べ200万円減の289万4千円となっており、いただいた貴重なご寄附は、各種事業へと活用させていた

番外
野坂町長

だきます。
引き続き、多くの方々にご支援いただけるよう取り組んでまいります。
寄附の活用先として『「女子野球で繋がるプロジェクト」を応援するために』を新たな選択メニューに加えました。
併せて、企業版ふるさと納税においても、本プロジェクトにご賛同を得てご寄附いただけるよう働きかけてまいります。
また、ふるさと納税制度を活用した、起業家支援プロジェクト、いわゆるガバメント・クラウド・ファンディングにつきましては、先般、目標金額を見事達成したプロジェクト「廃業された旅館を再生し、海外の太鼓団体との交流拠点として整備する事業」の認定団体に対し、目標金額を上回った寄附額を上乗せして交付することが可能となったことから、必要な補正予算案を今議会に提案しております。

々

今定例会に提案しました案件は、条例案件2件、予算案件3件、決算案件5件、その他案件3件であります。
後ほど、担当課長から、これらの説明をさせますので、何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

議 長

以上で、「町長行政報告」を終わります。

々

ここで暫時休憩します。
午前10時20分より再開します。 (午前10時07分)

々

会議を再開します。 (午前10時20分)

々

日程第5、「議案第54号、川本町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。
執行部から提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総務財政課長

それでは、「議案第54号、川本町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。
3ページをご覧ください。
最初に、改正理由につきましては、例月現金出納検査は、条例上は毎月20日とされており、やむを得ない事由があるときは変更できることになっています。実際の運用では、検査書類を作成してから受検までに一定の日数を確保し、監査委員が事前に書類を確認した後に検査を実施しています。
当該検査は、会計管理者が資料を作成し、検査にも立会していますが、出納事務の繁忙期を避けて実施するため、概ね全ての月で実施日を変更している状況です。例外であるただし書の運用を極力避け、現行の取り扱いに沿った規定に改正するものです。

番外瀬上総務財政課長	<p>次に、改正内容につきましては、第8条、現金出納検査の実施日の変更として、毎月20日を毎月25日に変更します。</p> <p>ただし、25日が川本町の休日に当たるとき、または、特別な事情があるときは、監査委員が別に定めることとします。</p> <p>最後に、施行期日は公布の日から施行します。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
々	<p>これより質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p>
々	<p>次に、日程第6、「議案第55号、川本町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。</p> <p>執行部から提案理由の説明を求めます。番外高砂健康福祉課長。</p>
番外高砂健康福祉課長	<p>「議案番号第55号、川本町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明します。</p> <p>4ページの説明資料をご覧ください。</p> <p>改正理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が、令和6年8月14日に公布されたこと等に伴い、川本町国民健康保険条例の一部を改正する必要があるためです。</p> <p>改正内容は、国民健康保険法に基づく罰則規定について、国民健康保険法第127条第1項から、被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削られることとなったため、同様に当該規定を削るものです。施行は、令和6年12月2日です。</p> <p>説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
々	<p>これより質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>6番木村議員。</p>
6番木村議員	<p>ちょっと教えてほしいんですけど、返還を応じないという、どういう状況のときに応じないということでしょうか。</p>
議 長	<p>番外高砂健康福祉課長。</p>

番外高砂健康福祉課長　これは、例えば滞納とかがあったりして、保険証の使用できる期間を短縮したりというのを更新に合わせて、短期証を出したりしていることがあったんですが、そういった時とかに該当するのではないかなと思いますが、ちょっと、私のほうで今までやった経験がないので、すいませんちょっと想定で申し上げる形にはなりますが、以上です。

議　長　　6番木村議員。

6番木村議員　はい、後でまた教えてください。お願いします。

議　長　　他ありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々　　次に、日程第8、議案第、すみません日程第7、「議案第56号、令和6年度川本町一般会計補正予算（第2号）」の件を議題とします。
執行部から提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総務財政課長　それでは、「議案第56号、令和6年度川本町一般会計補正予算（第2号）」について説明いたします。
今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ164,771千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,442,573千円とするものです。
今回の補正の主なものとして、普通交付税及び前年度繰越金の確定に伴う補正と、谷地区治水対策事業の進捗に伴う補正などがあります。
それでは、主なものにつきまして説明いたします。
補正の内容につきましては、21ページの歳出をご覧ください。
まず2款、総務費の公共施設総合管理基金積立金は、繰越金の2分の1以上を積み立てるものです。
なお、この財源として、歳入の繰越金が当たります。
次に、物価高騰対応定額減税調整給付金事業、挑戦人口創出事業補助金、ふるさと納税起業家支援事業補助金につきましては、後ほど資料で説明いたします。住まいづくり応援事業は、住宅購入助成金1件分を補正するものです。邑智郡総合事務組合負担金は、戸籍法改正に伴うシステム改修に係る財源に国庫補助金が見込まれることになりましたので、このたび減額するものです。
次に、3款、民生費の過年度分国庫及び県支出金返還金は、令和5年度事業が完了しましたので、それを踏まえ、返還対象事業26件分を補正しております。国保繰出金は、郡総合事務組合負担金が、人件費、標準システムの

番外瀬上総
務財政課長

マイナンバーカードとの一体化対応等により増額するためのものです。生活保護システム改修委託は、生活保護自立支援法の改正に伴う改修費用の補正です。なお、これに伴い、国庫支出金、生活困窮就労準備支援事業補助金を補正しております。訪問看護ステーション支援事業費補助金は、1回500円（正：1,500円）の補助に対して、180回の訪問回数を見込んだものです。

なお、これに伴い、県支出金、医療介護総合確保推進基金支援事業補助金を補正しております。

次に、4款、衛生費の新型コロナワクチン予防接種事業委託は、ワクチン小売価格変更によるものが一つ。また、国の補助額が未定でしたが、このたび額が示されたことを反映し、町の負担額が固まりましたので補正するものです。これに伴い、諸収入、新型コロナワクチン定期接種ワクチン確保事業助成金を補正しております。過年度分国及び県支出金返還金は、返還対象事業7件分を補正しております。合併処理浄化槽設置補助金は、申請が見込まれるためのものです。

なお、これに伴い、国庫支出金、循環型社会形成推進交付金と、町債、合併処理浄化槽設置事業債を補正しております。

次に、6款、農林水産業費の笹遊里電気設備修繕は、高圧設備取替工事と引込開閉器盤取替工事を行うものです。

次に、7款、商工費の地域商業等支援事業補助金、8款、土木費の谷地区治水対策事業は、後ほど資料で説明いたします。道路維持管理業務委託は、6月、7月の豪雨対応により、当初予算を使用しております。町道田水線の落下（正：落石）対応など、今後の対応に支障を来すことが予想されるため、このたび補正するものです。

次に、10款、教育費の公用車所管替えによる管理費の組替えとなります。

次に、1ページ戻っていただいて、20ページの歳入をご覧ください。

先ほどの歳出の説明にあわせて、連動する歳入の補正を説明いたしましたので、その他について説明いたします。

まず、1款、町税につきましては、今年度の当初賦課額が決定したことによるものです。

9款、地方特例交付金は、物価高騰対応の定額減税に伴う減収補填です。

10款、地方交付税は、今年度の交付が決定したことによるもので、当初予算では一部留保しておりましたので、このたび135,245千円の増額となります。

14款、国庫支出金は、先ほど歳出に関連して説明していない生活保護費負担金につきましては、過年度追加交付です。

13款（正：15款）、県支出金のしまね市町村総合交付金は、今年度の交付決定がありましたので、補正するものです。

16款、財産収入は、谷地区治水事業で、県施工区間堤防用地として町有地を売却することに伴うものです。

番外瀬上総
務財政課長

17款、寄附金は、先ほど歳出に関連して説明したとおりです。

18款、繰入金の財政調整基金繰入金は、このたびの補正の財源超過をここで調整しております。

19款、繰越金は、前年度繰越金が確定したことによるものです。

20款、諸収入、過年度邑智郡総合事務組合負担金返還金は、前年度の環境衛生課及び介護保険課の事業費確定に伴うものです。

21款、町債で、先ほど歳出に関連して説明していないものとして、臨時財政対策債につきましては、普通交付税の今年度の交付額が決定したことによるものです。

次に、22ページをご覧ください。

「第2表 地方債の補正」につきましては、このたびの補正による本年度の地方債の限度額は919,127千円と見込んでおります。

次に、基金の状況につきましては、このたびの補正による年度末の基金残高は2,152,211千円と見込んでおります。

次のページをご覧ください。

物価高騰対応定額減税調整給付金事業について説明いたします。

1、現状と課題及び目的につきましては、国による経済対策の一環で、6月補正予算にて見込みの事業費を予算化していただきましたが、6年度課税状況の確定により、支給対象者が決定しましたので、8月19日より給付を開始しております。

2、概要につきましては、先のとおり支給対象者が決定しましたので、6月補正時の見込数に対して、決定数との差55件を追加補正するものです。

次の給付金概要の表、支給対象者給付金給付額は、6月補正において説明しておりますので、ここでは割愛させていただきます。

3、予算額はご覧のとおりであります。

次のページをご覧ください。

挑戦人口創出事業補助金について説明します。

本件は、「女子野球で繋がるプロジェクト」での取組となります。

1、現状と課題及び目的につきましては、現在の状況について記載をしております。特に、3つ目の○印からですが、「石見・隠岐地域政策推進費」を活用して、本プロジェクトの効果的な推進を検討し、より効果的に選手募集やスポンサー企業を確保するために、プロモーション強化と用具整備など、来年度以降予定していた取組を含め、早い段階でチームを具体化することが必要となりました。そこで、1、概要といたしまして、このたびの補正で、運営主体である（一般社団法人）かわもと暮らしが、「石見・隠岐地域政策推進費」を活用して実施するプロモーションと用具整備等に必要経費のうち、同団体の自主財源相当分、事業費の2分の1となりますが、このものを補助するものです。

なお、財源として、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税による寄附金を見込んでおります。

その下の表は、本事業の今年度予算総額を表しております。

一般財源は120千円の見込みです。

3、予算額はご覧のとおりです。

次のページをご覧ください。

「ふるさと納税起業家支援事業費補助金」について説明します。

1、制度の目的及び必要性は、ご覧のとおりです。

特に、4番目の○印の補助金に基づきまして、補助金を交付いたします。

説明と図をご覧いただきたいと思いますが、まず寄附者から町は、ふるさと納税を受け付けます。次に、町から補助対象者に対して、①として、寄附額から30%を差し引いた額と、②として、初期投資を対象に①と同額を上乗せして、補助金を交付する仕組みとなっております。その下に[]をつけて、[拡充する必要性]としておりますが、このたびの補正予算は、寄附受入れ額が当初予算の見込みを上回り、補助金交付に要する予算が不足したため、このたび補正するものでございます。

2、概要につきましては、事業主体と事業内容はご覧のとおりです。

この事業内容が、先ほどの初期投資と合致しております。その下の図で、財源と歳出について示しております。それぞれ上段が当初の見込み、下段が最終確定の額となります。財源の特別交付税と一般財源については、ふるさと納税起業家支援事業費補助金の上乗せ分2分の1が特別交付税で措置されます。

3、予算額でございますが、歳出につきまして、ふるさと納税起業家支援事業費補助金、黄色と緑の合算額の差額を補正しております。歳入のふるさと思いやり基金繰入金は、黄色部分の差額を補正するものです。

これは寄附金を、一旦ふるさと思いやり基金に積立てた後に、基金繰入金として財源措置するということによるためです。

次のページをご覧ください。

「地域商業等支援事業費補助金」について説明します。

1、現状と課題及び目的は、ご覧のとおりです。

特に、最後の○印に現行事業としておりますが、現行の地域商業等支援事業の目的等を記載しております。なお、本事業は、県、町が4分の1負担、事業者が2分の1を負担する事業です。表には、これまで令和2年度以降、4件の実績を記載しております。なお、本事業の課題につきましては○印の上から4番目、「しかしながら」としておりますが、県補助金を活用した現行補助事業では、機能維持及び更新等には適用できず、既に補助を受けた事業者にある再申請も認められない運用、というものが課題と認識しております。

2、概要ですが、先ほどの課題への対策として、新たな区分として町単独での補助制度の創設を検討しております。目的は、地域商業の賑わい創出に寄与する商業環境の継続・維持であること。対象は、組織として所有する設備の改修、更新に係る費用。対象者は、商工会、商店会、組織・会計等に関

番外瀬上総
務財政課長

する規約を有する商工団体等。補助率は、町3分の2、上限は、1,000千円す。このたびの想定内容につきましては、街路灯架空線張替事業への補助として、対象経費の3分の2の733千円。事業主体（正：実施主体）は川本町街路灯管理委員会、これまでの取組経過はご覧のとおりです。令和3年度に、現行補助事業を活用しておられます。実施背景については、架空線の老朽化により一部区間において街路灯が点灯しない事態が発生しており、今後の賑わい創出及び安全に大きな支障を来すと想定されます。

3、予算額は、ご覧のとおりです。

最後に、「谷地区治水対策事業」について説明いたします。

1、事業概要はご覧のとおりです。

2、今回補正の概要につきましては、まず歳出は、事業完了後の区画整理時に支障となる、県施工区間内に存在する法定外公共物の表題登記業務委託費を計上。次に、国・県施工区間における用地取得費、物件補償費が固まったことに伴う不用額の減。次に、当初概算で計上していた旧法務局長官宿舎等の撤去工事について、積算業務完了に伴い工事費が増加したことにより不足する額を計上しております。次に、矢谷川左岸先行整備エリア、これは県の施工区間ですが、嵩上げ工事に係る県事業負担金を計上しております。

なお、その下、※印の1として、負担金配分の考え方を記載しております。町の負担比率は62.3%となります。

歳入につきましては、県施工区間左岸部に存在し、堤防用地となる旧堂庭団地跡の売却費と、先ほど説明した工事費の増減に伴い、地方債を補正しております。

3、今年度事業の推移として、当初及び補正について記載をしております。

4、予算額はご覧のとおりです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

番外瀬上総
務財政課長

すいません、先ほどの衛生費のところ新型コロナワクチン予防接種事業委託（3款、民生費、訪問看護・・・）、すいません失礼しました。

はい、3款すいません、21ページ歳出の民生費のところ、訪問看護ステーション支援事業補助金のところで、訪問看護に係る費用を1,500円のところ500円と申し上げておりました。訂正いたします。失礼いたします。失礼しました。

議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。ありますか。
（「ありません」の声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々

次に、日程第8、「議案第57号、令和6年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」及び日程第9、「議案第58号、令和6年度川

- 議 長 本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の件を一括議題とします。
執行部から提案理由の説明を求めます。番外高砂健康福祉課長。
- 番外高砂健康福祉課長 「議案番号第57号、令和6年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明します。
歳入歳出予算総額に、それぞれ19,628千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ420,733千円とします。
9ページをご覧ください。
歳出ですが、1款、総務管理費で、邑智郡総合事務組合負担金が、国保標準化対応によるシステム導入費によるものなどで5,923千円の増。9款、基金積立金ですが、繰越額確定により158千円の増。11款、諸支出金の償還金及び還付加算金が、前年度実績による交付金等の返還によるもので、13,547千円の増となっています。一方、歳入は、1款、国民健康保険税が本算定により6,000千円の減。13款、繰入金は、基金繰入金が6,284千円の増。一般会計繰入金が5,923千円の増。14款、繰越金が前年度繰越額確定により、315千円の増。15款、諸収入は、保険給付費等交付金返還金などにより、13,106千円の増となっております。
説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 々 続きますして、「議案番号第58号、（令和6年度）川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてご説明します。
歳入歳出予算総額から、それぞれ1,292千円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ144,836千円とします。
8ページをご覧ください。
歳出では、1款、総務費、邑智郡総合事務組合負担金が85千円の増。2款、後期高齢者医療広域連合納付金が、本算定等により1,377千円の減となっています。一方、歳入では、1款、後期高齢者医療保険料が、本算定により特別徴収、普通徴収合わせて1,541千円の減。4款、事務費繰入金が、邑智郡総合事務組合負担金で85千円の増。5款、繰越金が、繰越し額確定により164千円の増となっております。
説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。
- 々 ただいま説明のあった2議案について、質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 次に、日程第10、「議案第59号、令和5年度川本町一般会計歳入歳出

議長 決算認定について」から、日程第14、「議案第63号、令和5年度川本町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」までを一括議題とします。

執行部から、提案理由の説明を求めます。番外高良会計室長。

番外高良会計室長 おはようございます。「議案第59号」から、「(議案)第63号」までを一括ご説明申し上げます。

本議案は、令和5年度川本町一般会計及び川本町特別会計の歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の承認を求めるものでございます。

々 はじめに「議案第59号、令和5年度川本町一般会計歳入歳出決算認定について」ご説明いたします。

3ページをご覧ください。

決算書歳入です。表の下のいちばん下、中ほどをご覧ください。

調定額4,774,313,042円に対し、収入済額4,744,903,504円。不納欠損額1,524,281円。収入未済額27,885,257円です。

5ページをご覧ください。

決算書歳出です。支出済額4,625,232,509円。翌年度繰越額207,610千円。不用額149,064,491円です。

6ページをご覧ください。

実質収支に関する調書です。歳入歳出差引額119,670,995円。翌年度へ繰越すべき財源として、繰越明許費繰越額19,970千円。差引をした実質収支額は99,700,995円です。

々 続きまして、「議案第60号、令和5年度川本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明いたします。

2ページをご覧ください。

決算書、歳入です。調定額423,461,140円に対し、収入済額418,897,446円、不納欠損額はございません。収入未済額4,563,694円です。

3ページをご覧ください。

決算書、歳出です。支出済額418,581,506円。翌年度繰越額はございません。不用額7,262,494円です。

4ページをご覧ください。

実質収支に関する調書です。歳入歳出差引額315,940円。翌年度へ繰越すべき財源はございません。実質収支額は315,940円です。

々 続きまして、「議案第62号、令和5年度川本町簡易水道事業特別会計歳

番外高良会
計室長

入歳出決算認定について」ご説明いたします。

2ページをご覧ください。

決算書、歳入です。調定額178,611,175円に対し、収入済額175,669,101円。不納欠損額はございません。収入未済額2,942,074円です。

3ページをご覧ください。

決算書、歳出です。支出済150,280,918円。翌年度繰越額はございません。不用額44,461,082円です。

なお、本会計は、公営企業会計移行のため令和6年3月31日をもって打切決算を行い、歳入歳出差引25,388,183円は川本町簡易水道事業会計へ引き継いでおります。

4ページをご覧ください。

実質収支に関する調書です。歳入歳出差引額25,388,183円。翌年度へ繰越すべき財源はございません。実質収支額は25,388,183円です。

々

続きまして、「議案第63号、令和5年度川本町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明いたします。

2ページをご覧ください。

決算書、歳入です。調定額61,099,593円に対し、収入済額60,937,133円。不納欠損額はございません。収入未済額162,460円です。

3ページをご覧ください。

決算書、歳出です。支出済額44,881,320円。翌年度繰越額はございません。不用額26,458,680円です。

なお、本会計は、公営企業会計移行のため令和6年3月31日をもって打切決算を行い、歳入歳出差引16,055,813円は、川本町農業集落排水処理事業会計へ引き継いでおります。

4ページをご覧ください。

実質収支に関する調書です。歳入歳出差引額16,055,813円。翌年度へ繰越すべき財源はございません。実質収支額は16,055,813円です。

以上が、令和5年度川本町一般会計及び川本町特別会計歳入歳出の決算額でございます。

財産に関する事項は、「議案第59号」の49ページ以降に添付しております。

また、普通会計決算状況、健全化判断比率、資金不足比率、第6次川本町総合計画施策評価、川本町監査委員による決算審査意見書を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

各会計について、詳細は後ほど設置予定の決算特別委員会において、所管

番外高良会
計室長 課より説明いたします。
概要につきまして、説明は以上でございます。ご審議を賜りますようよろしく願いいたします。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 決算審査意見書の報告については、後ほど設置予定の決算特別委員会において、監査委員からご報告いただくことにしております。

々 ただいま説明のあった件について、質疑を行います。
質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、日程第15、「議案第64号、財産の取得について」の件を議題とします。
執行部から提案理由の説明を求めます。番外伊藤まちづくり推進課長。

番外伊藤ま
ちづくり推
進課長 「議案第64号、財産の取得について」ご説明いたします。
本議案につきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。
取得する物品は、「BSCSブロックプロセッサ」関連設備です。
取得の目的は、BSCSの放送送出設備の内、放送信号を増幅安定させる装置となるブロックプロセッサの更新のためです。
本機器については、平成22年の導入後初めての更新となります。
金額は8,800,000円、随意契約によるものです。
取得の相手先は、日本電通株式会社となります。
当初に整備を行った業者となります。
以上、よろしく願いいたします。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、日程第16、「議案第65号、辺地に係る総合整備計画の策定について」の件を議題とします。
執行部から提案理由の説明を求めます。番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総
務財政課長

それでは、「議案第65号、辺地に係る総合整備計画の策定について」説明いたします。

辺地に係る総合整備計画につきまして、策定の必要が生じたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための特別措置措置等に関する法律第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次のページをご覧ください。

このたびの計画は、三原辺地です。いちばん下の表をご覧ください。対象となる2事業について、事業費等を記載しております。上に戻っていただき、2として、公共的施設の整備を必要とする事情。3に、公共施設の整備計画の期間を記載しております。

なお、三原まちづくりセンター改修事業は、令和6年度、河津桜公園整備事業は、令和7年度の整備完了予定です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

々

これより質疑を行います。質疑はありますか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々

次に、日程第17、「議案第66号、島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について」の件を議題とします。
執行部から提案理由の説明を求めます。番外高砂健康福祉課長。

番外高砂健
康福祉課長

「議案番号第66号、島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について」ご説明します。

これは、地方自治法で広域連合が規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないと定められていることによるものです。

次の3ページをご覧ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の制定等に伴い、島根県後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要があるためです。

変更内容は、令和6年12月2日から、被保険者証がマイナンバーカードに切り替わり、被保険者証等の発行が廃止となることに伴い、対応する部分を変更するものです。

施行は、令和6年12月2日です。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

- 議 長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 次に、日程第18、「決算特別委員会設置・調査付託・委員選任について」
 の件を議題とします。
- 々 お諮りします。
 「議案第59号」から「議案第63号」に関しては、お手元の「決算特別
 委員会設置要綱(案)」により、決算特別委員会を設置し、これに令和5年
 度一般会計及び特別会計の決算に関する審査並びに調査を付託の上、調査
 が終了するまで議会閉会中も継続して調査することができることにしたい
 と思いますが、これにご異議ありませんか。
 (「異議なし」の声あり)
 異議なしと認めます。
- 々 よって、本件につきましては「決算特別委員会」を設置し、これに付託
 して調査することに決定しました。
- 々 ただいま設置されました、決算特別委員会の委員の選任につきましては、
 川本町議会委員会条例第5条第4項の規定により、議員全員を指名したい
 と思いますが、これにご異議ありませんか。
 (「異議なし」の声あり)
 異議なしと認めます。
- 々 よって、そのように決定しました。
- 々 次に、委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会におきまし
 て、あらかじめ審議していただいておりますので、その結果を報告します。
 委員長に3番中平議員、副委員長に6番木村議員。
- 々 以上のおおり、正副委員長に選任したいと思いますが、これにご異議あ
 りませんか。
 (「異議なし」の声あり)
 異議なしと認めます。
- 々 よって、正副委員長は、そのように選任されました。
- 々 以上をもって、本日の議事日程は全て終了しました。

議 長 | これをもちまして、本会議を閉じます。

(午前 11 時 09 分)

この会議録は、川本町議会事務局長 中 嶋 則 行 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員